

監査報告書

平成25年6月17日

公立大学法人広島市立大学
理事長 青木 信之 様

公立大学法人広島市立大学

監事

津村健太郎



監事

友田民義



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第3期事業年度における業務及び会計に関する状況について、監査を実施しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

私ども監事は、理事会に出席するとともに、役員等から業務運営の報告を聴取し、また、必要に応じて書面監査、実地監査を実施しました。

また、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査方法の概要及び結果について報告及び説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認める。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (5) 理事長及び理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められない。また、理事長及び理事と法人との間には利益相反取引は認められない。
- (6) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。

以上